

## 令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

第3次札幌市児童相談体制強化プラン（素案）に係る札幌市子ども・子育て会議委員からの質問・意見は次のとおりです。

下記「札幌市の考え方」は、質問への回答を記載するとともに、意見の素案への反映状況及び現在の各施策の実施状況等を補記しています。

なお、「札幌市の考え方」が空欄になっている意見につきましては、担当部局において各施策を行う際の参考にさせていただきます。

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
1	大場 信一	1	3	質問	「SDGs」の2は子どもの貧困への対策（子ども食堂、フードバンク等）に関連するようと思いますが、いかがでしょうか。	<p>本強化プランでは、関連する第4次さっぽろ子ども未来プランが目指す次の6つの目標との整合性を図りながら各種取組を進めていくこととしています。</p> <p>SDGsで定める「2 飢餓をゼロに」という指標は、主に発展途上国で最低限必要とされる食糧等が購入できるだけの所得または支出水準（＝貧困ライン）に達していない人々をなくすことを指し、「1 貧困をなくそう」という指標は、その国の中の生活水準に対して、適正な水準での生活を送ることが困難な状態をなくすことを指しています。</p> <p>第4次さっぽろ子ども未来プランが目指す「子どもの貧困対策」は、日本の中の生活水準に対して、適正な水準での生活を送ることが困難な状態をなくすための取組を指していることから、SDGsで定める「1 貧困をなくそう」という指標に関連するものと考えております。</p> <p style="text-align: right;">(子ども育成部)</p>	(意見) No.12、13

令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
2	横山 尚幸	2	18	質問	現時点で、市内養護施設・グループホーム・ファミリーホームに空きはどの程度（何人分）あるのでしょうか？	グループホームに空きはなく、ファミリーホームは、全体（現在12か所）で1～2名程度の空き状況となっています。市内の児童養護施設は、全体（5か所）で8名程度の空き状況となっていますが、児童の性別や年齢等によって受入れの態勢が変わるため、個別事案ごとに調整が必要となります。 (児童相談所)	(質問) No.2～7 及び26
3	横山 尚幸	2	18	質問	昨年度、施設入所措置及び里親委託措置をとった児童の数を年齢別に教えて下さい。年齢別は「3歳未満」「3歳以上就学前」「就学期以上」の人数を教えて下さい。	令和元年度の内訳は、以下のとおりです。 ・3歳未満：119人 ・3歳以上就学前（3歳～5歳）：90人 ・就学期以上（6歳以上）：229人 (児童相談所)	
4	横山 尚幸	2	18	質問	「市外」の乳児院や児童養護施設に措置されている児童が216名います。「市内」に措置できなかった理由を教えて下さい。	主な理由としましては、市内施設に空きがないことが挙げられ、虐待等を理由に保護者との交流制限を設けている場合や、親子ともに交流を拒否している場合などもあります。 (児童相談所)	

令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
5	横山 尚幸	2	19	質問	里親登録の世帯数262のうち、委託措置を受けていない「里親世帯数」を教えてください（里親委託を受けている児童の数ではなく）。	令和元年度末時点において、262世帯のうち、委託措置を受けていない里親世帯数は、143世帯となります。  (児童相談所)	
6	横山 尚幸	2	19	質問	委託を受けていない里親がいる理由を教えてください。	主な理由は、以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・養子縁組里親で特別養子縁組可能な児童以外の受託を希望していないため</li> <li>・養子縁組里親で特別養子縁組が成立後、次の受託は望まないが、里親会の入会継続のため、里親登録を継続しているため</li> <li>・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）としては児童を受託するが、里親としては受託していないため</li> <li>・親の介護や実子の受験など里親家庭の事情により、現在受託を希望していないため</li> </ul> (児童相談所)	

令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
7	横山 尚幸	2	19	質問	里親委託に適している児童の年齢は、何歳くらいまででしょうか。	<p>国策定の「新しい社会的養育ビジョン」において、「愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に、里親委託率75%以上を実現し、学齢期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する」とした取組み目標が示されています。</p> <p>里親委託については、新生児から高年齢児までが委託対象となりますが、乳幼児、特に3歳未満は里親委託が適していると考えております。</p> <p>(児童相談所)</p>	
8	下村 勝子	2	21	質問	<p>児童相談所、令和2年の相談件数が8,741件が令和6年には9,557件に増加。又、区家庭児童相談室の相談件数が令和2年5,074件が令和6年には7,504件に増加すると予想されています。その根拠はどこにあるのでしょうか。</p> <p>児童相談所の相談件数は、当初に比べ2倍に増えたと言われていています。専門職の方が増員されたからでしょうか。家庭児童相談室は1名から、現在6区が4名体制です。令和6年迄にはどのような変革を予定されているのでしょうか。</p>	<p>相談件数の推計については、児童養護施設等への入所措置児童数(札幌市)、児童人口(国勢調査から推計)や福祉行政報告例(厚生労働省)等のデータを用いて、札幌市児童相談所において算出したところです。</p> <p>児童相談所の相談件数は、全国的にも増加傾向にあり、専門職の増員による相談体制の拡充、子育て環境の変化や虐待防止に向けた社会的気運の高まりなどが要因に挙げられると考えております。</p> <p>区家庭児童相談室は、地域に身近な相談機関として、関係機関と連携・協働しながら必要な支援を行</p>	<p>(質問) No.30、47 (意見) No.38、43、51</p>

令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
						<p>っており、今後も、児童虐待の予防や重篤化防止のために果たすべき役割は大きくなっていくものと考えております。</p> <p>国においては、児童相談所の体制強化はもとより、各市町村（札幌市の場合は各区）に「子ども家庭総合支援拠点」の機能を持たせるよう促しており、札幌市においても設置基準に適合できるよう必要な職員体制や専門性の強化を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">（児童相談所）</p>	
9	林 亜紀子	2	16	意見	<p>学童保育は保護者と指導員が子どもを真ん中に子どもの生活を支えています。小学生の子どもが学校の課業から解き放たれた「放課後」や長期休みに、自分の心身を安心して預け、自分自身を偽らずに暮らせる場として、子どものちょっとした変化や本音に早期に気づきやすい場です。児童の保護者との連携や家庭支援、地域の関係機関との連携が基準・運営指針に位置付けられている事業であり、保護者会組織を持つクラブもあります。子どもと保護者と双方の願いについての情報量は相当量あり、必要に応じてケース検討の場に加えることは支援に有効と考えます。昨年、学童保育の専門性を研究する大会に参加したさいに家庭支援をテーマにし</p>	<p>ご意見を踏まえ、「地域に身近な機関」に「放課後児童クラブ」を追記いたします。</p> <p style="text-align: right;">（児童相談所）</p>	<p>（質問） No.24、28 （意見） No.46、59</p>

令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
					た分科会で助言された教授が「親とつながることができるのが、学童保育。親と敵対することは『児相に任せられる』のが、学童の強み」と話されていたことがあります。児相がときに「敵対」という役割を負うときに別の関わり方ができるという点でも、学童保育の役割があると考えます。 p16の表の「子どもの所属機関」「地域に身近な機関」の双方に「学童保育（放課後児童クラブ）」を加えていただければと思います。		
10	林 貞年	2	21	意見	児相や家児相で受理する相談件数・要保護児童の児童数増加が、今後も見込まれることが、表より読み取れる。		(質問) No.55 (意見) No.53、60、 61

令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
11	正岡 経子	2	22	意見	<p>児童相談体制には、多様な要素が複雑に絡み合っているため、強化プランの検討は膨大な情報をアセスメントし、課題を洗い出す大変な作業だと思います。検証報告書での課題を踏まえた提言に記載されている7項目は、その作業の結果、抽出されたものと理解しております。一方で、第2次札幌市児童相談体制強化プランの取組と継続課題では、現状アセスメントと課題の関連がみえにくいと思いました。例えば、方向性3（p22）の継続課題として「妊娠期から出産・育児期までの支援に向けた情報やアセスメントの共有の推進」があげられていますが、情報やアセスメントの共有が課題となるのは何故なのでしょう。子どもが生まれてからでのフォローでは遅く、妊娠期からの切れ目ない支援の重要性について取り上げられてから何年も経過している現在において、未だ情報やアセスメントの共有促進が課題にあげられている背景こそが、取組むべき課題ではないかと思いました。</p>		(質問) No.23、29

令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
12	大場 信一	3	28	意見	子どもの権利擁護が最初にとりあげられていることは、とても良いことと思います。その実現のための方策が展開されることになるので、基本的姿勢がうかがわれます。		
13	大場 信一	3	28	意見	相談体制強化のためには、支援・相談等に従事する者のケアが欠かせません。体制構築の中で少しふれてもいいのではないかと思います。		
14	土肥 勇	3	30	意見	各相談部署内で、各相談事例について複数又はグループを作ったの共有が望まれます。1人が良いと思っても、異なる視点からは急を要すことかもしれません。もうすでにされているかもしれませんが、早く人員が増えてそうなるとうよいと思いました。		(質問) No.22 (意見) No.14、33、 37
15	山中 里美	3	30	意見	SOSがくる前に、支援側が多岐にわたり雑談の中からも察知、仮定説を準備してあると、何かあってもスピーディーに対処できると心強いなと思う。		(質問) No.31 (意見) No.45、56



令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
16	土肥 勇	4	31	質問	「子どもの権利ノート」は札幌市の場合、どんなノートですか？ Web上には見つかりませんでした。	児童養護施設等での子どもたちの日常生活に添いながら、自分たちの持っている権利とはどういったものであるかや起こりうる権利侵害の例、そして実際に起こってしまった場合はどういった形で助けてもらえるのか、その方法について記載しております。 (児童相談所)	
17	豊田 直美	4	31	質問	1 (1) 普及啓発活動については、変わらない印象を受けますが、新規の施策がありましたら教えてください。	普及啓発活動については、現在行っている活動を継続し、より多くの方を対象に実施することを基本に考えております。 例えば、令和2年度には、児童虐待防止ハンドブックの概要版を新たに作成して関係機関に配布したほか、相談機関の周知徹底を図るため、市内の全ての小中学生等にミニカード付き相談機関案内チラシを配布するなど、新規・拡大した取組もあります。 今後も、新規の取組はもちろん、既存の取組についても効果が上がるよう、実施方法の改善について検討してまいります。 (児童相談所)	(質問) No.18、25、27、54 (意見) No.41、42

令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
18	豊田 直美	4	31	質問	1 (2) 「子どもの権利ノート」の活用については、対象者が施設入所や里親委託の子どものみの利用なのでしょうか？子ども全員へ活用することが、学校の先生も含めて普及活動になるのではと思います。	<p>子どもの権利ノートは、基本的に施設で生活する子どもを対象に作成されていることから、学校では、利用しておりません。</p> <p>なお、子どもの権利に係る子ども向けの普及・啓発としては、小学校4年生と中学校1年生全員に授業等で活用できるワークシート形式のパンフレットを配布して、学校での積極的な活用と理解の促進を呼びかけています。</p> <p>(児童相談所／子ども育成部)</p>	
19	川俣 智路	4	32	質問	要保護児童対策地域協議会の機能強化について述べられているが、具体的にどのようにして機能強化していくプランがあるのでしょうか？	<p>要保護児童対策地域協議会の機能強化にあたっては、対応する職員の体制を強化し、より多くの対象家庭への対応を可能にするとともに、支援や見守り、リスク判断の水準を高めていくため、児童福祉部門間の人事異動を通じた専門的な職員を各区に配置することや専門機関である児童相談所から各区に対して具体的な支援の方法等について助言を行う仕組みを構築するなどといった方策を検討してまいります。また、情報の共有やフィードバックについて、現状、要対協の支援対象児童については、児童虐待に関するリスクの程度により、児童相談所また</p>	(意見) No.34

令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
						<p>は各区家庭児童相談室が情報集約等を行うこととなっておりますが、具体的な判断や方法については、個々の機関の情報のやり取りや個別ケース検討会議等を通じて定めているところです。今後、個別ケース検討会議等の実践を積み重ねる中で、情報共有やフィードバックの方法の標準化等も含め、関係機関との連携・協働のよりよい方策について、引き続き検討してまいります。</p> <p>(児童相談所)</p>	
20	菊地 秀一	4	33	質問	<p>児童福祉司及び児童心理司の配置数は、なぜ今まで国基準を満たしていなかったのでしょうか？</p>	<p>平成31年政令第131号による配置基準の変更があり、児童福祉司については令和4年度までの、児童心理司については令和6年度までの経過措置が設けられており、早期に配置基準を満たすよう努めてまいります。</p> <p>(児童相談所)</p>	

令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
21	齋藤 優希	4	33	質問	<p>各区保健センターに相談支援体制強化とありますが、現在コロナ禍において乳幼児の定期健診（10ヶ月健診）が実施されておりません。それも人員体制を整えれば実施できるものなのではないでしょうか。</p> <p>乳幼児健診未受診は虐待のリスクも高いと考えられ、非常に早急な課題だと感じています。健診による密を回避する為に実施を見送っているのだと思いますが、時間を分散して行なう場所を複数設ける等して可能なはずですか？</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、10か月児健診については、従来の呼び出し方法ではなく、相談を希望する方に対して、個別の健診または相談で対応しているところです。</p> <p>(保健所)</p>	<p>(質問) No.48 (意見) No.31、32、39、44</p>
22	土肥 勇	4	33	質問	<p>一番苦勞されているのは、相談員、児童福祉司などの方ですが、彼らの業務改善に関する意見は反映されるようになっていきますか？</p>	<p>相談体制強化のためには、支援・相談等に従事する者のケアを欠かすことができませんので、業務改善に関する意見等については、適宜対応しているところです。</p> <p>(児童相談所)</p>	

令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
23	正岡 経子	4	33	質問	2-(3) 母子保健相談体制の強化に「妊婦と顔の見える関係の構築を進める」と記載されています。妊婦と顔の見える関係という表現は抽象的で、具体的取組として何に取り組むのかが伝わりにくいと思います。母子健康手帳交付時における相談体制の何が課題だったのでしょうか。その課題を解決するために何に取り組むと、妊婦と顔の見える関係の構築につながるのでしょうか。妊婦と顔の見える関係の構築は取組ではなく、アウトカムだと思います。	ご意見を踏まえ、下記のとおり記載内容を修正いたします。(3) 母子保健相談体制の強化 子育て世代包括支援センターの機能強化として、各区保健センターに母子保健相談員を配置し、母子健康手帳の交付時における相談体制の強化を図り、妊婦と一緒に支援プランを作成する取組を行っています。この取組により、母子支援の入口である相談支援の強化を図り、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実に努めます。また、困難な状況を抱える母子への支援を充実するため、アウトリーチによる心理相談員の体制を強化し、関係機関と連携を図っていきます。(保健所)	
24	林 亜紀子	4	36	質問	「子どもの状況に応じた多様な一時保護委託先の確保」とは？ 一時保護が措置児童の安全を守るために必要であることは承知しますが一方で、過去に一時保護を経験した子どもたちから「二度と行きたくない」との思いが出されていることも耳にします。子どもが「二度と行きたくない」という経験をしてしまうことは公権力による子どもの権利の大きな侵害であり、さらに、その後の支援の有効性、また「虐待の連鎖」と言われてしまうような子育ての機能不全に大きく影響していることは、過去の事例からも明らかです。	一時保護の委託先につきましては、里親やファミリーホーム、児童福祉施設等があり、いずれも、保護者のいない児童や保護者の監護が適当ではないと判断される児童等に対して安定した生活環境を提供する社会資源となります。 一時保護委託は、様々な環境にある児童の状況等に合わせて、こうした社会資源を活用して行うもので、ファミリーホームは、養育経験のある里親と里親を補助する者で運営している住居です。児童福祉施設には、2歳までの児童が対象の「乳児院」や、2歳以上の児童が対象の「児童養護施設」、「児童心理治療施設」のほか、児童に障がいがある場合	

令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
					<p>国のガイドラインを踏まえた子どもの支援を するとありましたが、子どもや保護者からの同 意を取り付け、不服申し立ての機会保障、子ど もの安全確保と環境開放の両立、子どもの権利 保障（意見表明、虐待防止、文化・監修・性的 志向や性自認についての配慮等）など、ガイド ラインに沿った対応を実施していくためには相 当の専門性を持った人員や施設の確保が必須と 思われますが、「多様な一時保護委託先の確保 」とは具体的にどのようなことなのか不明 で、「委託先」を「多様」に確保して十分な対 応がなされるのか疑問があります。</p> <p>一時保護の委託先についてもう少し詳しく示 していただけないでしょうか。</p>	<p>は、障がいの程度等に応じて「障害児入所施設」と いった種別があります。</p> <p>ご意見を踏まえ、「多様な」という表現では十分に 説明できていないため、下記のとおり記載内容を修 正いたします。</p> <p>「併せて、子どもの状況に応じて対応可能な里親や ファミリーホーム、児童福祉施設等の一時保護委託 先の確保を進め、国の一時保護ガイドラインを踏ま えた子どもの支援を進めます。」</p> <p>(児童相談所)</p>	
25	豊田 直美	4	36	質問	<p>3（8）養育支援員の必要な資格と児童相談所 職員なのか、配置人数を教えてください。</p>	<p>養育支援員派遣事業は、現在、社会福祉法人札幌市 社会福祉協議会に委託して実施しているところ です。</p> <p>養育支援員となる者については、家事又は育児に関 する援助を適切に実行する能力を有する者としたう えで、派遣を行う際に生じうる問題に対して適切な 対応が可能となるよう、派遣元の事業所に保健師等 の資格を有する者を配置することなどを要件として おります。</p> <p>(児童相談所)</p>	

令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
26	横山 尚幸	4	37	質問	<p>一時保護の定員が増えると思いますが、一時保護後、措置される児童の受け皿は、どのように増加させる予定でしょうか。以下①②を教えてください。</p> <p>① 里親委託率（特に学齢期以上）や「市外」施設への措置児童数を踏まえると、里親登録者「数」を増やすことだけでは、解決できない課題もあると思います。委託可能な里親を増やすために、どのような取組をする予定でしょうか？</p> <p>② 小規模施設を増やすため、民間の社会福祉法人等に対して、どのような働きかけをする予定でしょうか？第二児相等により一時保護所の定員が増える「前」の働きかけ、定員が増えた「後」の働きかけを教えてください。</p>	<p>①につきましては、里親登録者の増加と、里親支援の強化を並行して取組むことが必要と考えており、令和3年度以降、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後における研修、児童を委託した里親家庭の訪問支援、里親委託解除後における支援に至るまでの一貫した支援を実施する民間フォスタリング機関を二か所設置することを予定しています。</p> <p>②につきましては、プラン計画期間中、一時保護児童数は増加傾向にあることから、(仮称)第二児童相談所設置の前後を問わず、小規模施設整備後も総定員数を維持するよう、また、小規模施設を増設して総定員数を拡大するよう働きかけているところで</p> <p>(児童相談所)</p>	
27	豊田 直美	4	37	質問	<p>4「個々の子どもの状況に応じた社会的養護体制の充実」</p> <p>一時保護所や施設から親元へ帰るための家族への回復支援はありますか？</p> <p>また、帰ってからの支援はありますか？地域の子育て支援者との連携は必要と考えます。</p>	<p>一時保護所や施設から家庭復帰を行う際、入所に至った過程や課題を把握し、社会調査や家庭環境調整、心理的判定や医学的判定等を行いながら親子関係の再統合を目指した支援を行っております。</p> <p>また、復帰後、親子だけで子育てに関する悩みを抱えないよう、保育所や幼稚園、学校といった教育機関をはじめ、保健、福祉、医療等の関係機関と会議等を実施して連携を図るよう努めております。</p> <p>(児童相談所)</p>	



令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
28	林 亜紀子	4	39	質問	<p>児童虐待防止ハンドブックは、各機関にどのくらい配布されているのでしょうか。</p> <p>子どもにかかわる関係各機関に児童虐待防止ハンドブック及び概要版を普及することで実際の支援につなげていくことは大切だと思います。有効に活用するためには配布しただけではなく、職場の全員が立場を超えて虐待防止について学びあう意識の醸成がなされるよう、研修なども大切と考えますが、忙しい現場での活用のためにはまず、職員一人に一冊を配布し、各自が読み込めるようにすることが必要かと思えます。施設一冊など回し読みでは根付かないと思われま。</p>	<p>児童虐待防止ハンドブックは、これまで、市要保護児童対策地域協議会構成機関、市内小中学校、幼稚園、認定こども園、保育所、認可外保育施設、児童会館、放課後児童クラブ運営者等に（約4,000部）配布してきたほか、児童虐待防止ハンドブック概要版については、医療機関や障がい者相談支援事業所等にも配布（約29,000部。概要版は、小中学校等の教職員に1人1部配付）してまいりました。</p> <p>児童福祉関係職員の皆様がより利用しやすくなるよう、札幌市ホームページ上にも公開しているところですが、1人1部の配布も含めて引き続き効果的な周知ができるよう対応していきたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">(児童相談所)</p>	



令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
29	正岡 経子	4	40	質問	<p>第3次プランにおける思春期・若年期に対する支援を検討するターゲットは誰になりますか。本件に関して【検証報告書での課題を踏まえた提言】(6)では、思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性と記述されており、強化プラン(素案)p30では、既存の制度のみでは十分に支援できていない思春期・若年期の女性などへの支援と記述されています。さらに、同p40では、思春期・若年期の女性への支援と記述されています。【検証報告書での課題を踏まえた提言】には性別の記載はされていませんでしたが、3次プランでの具体的取り組みでは女性に焦点を絞るということでしょうか。</p>	<p>思春期・若年期に対する支援の対象は、暴力被害や性的搾取を含めた身体的・心理的な被害に遭っている又は遭う可能性のある10代後半から20代の思春期・若年期の女性を想定しております。検証報告書で提言を受けた「思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性」については、「①思春期・若年期の女性を対象とした支援制度の創設」、「②高等学校との連携・支援体制の必要性」、「③児童虐待とDVの特性を踏まえた連携体制の構築の必要性」が項目として含まれており、第3次プランに記載している「既存の制度のみでは十分に支援できていない思春期・若年期の女性などへの支援」はこの①に対応しております。(P57「3.令和元年6月死亡事例に係る検証報告書【概要版】」参照)女性は予期しない妊娠、出産、また、性的被害や性的な搾取など女性特有の困難を抱えるリスクが高いため、女性に着目した支援制度の構築を検討することとしました。</p> <p>(子ども育成部)</p>	

令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
30	下村 勝子	4	40	質問	子どもの意見を聞く場の設定、アドボケイト制度の検討をすることは理解できますが、アウトリーチ型の支援とはどのような支援なのでしょうか。	<p>アウトリーチ型の支援については、SNSを用いた呼びかけや相談、インターネット上で気になる投稿、書き込みをしている対象者へのアプローチ、繁華街の巡回による声掛け等を実施し、自ら行政の窓口に来ない若年女性に積極的に支援と情報を届けていくことを検討しております。</p> <p>(子ども育成部)</p>	
31	山中 里美	4	40	質問	アウトリーチ型とあるが、いつ、誰が、どのような方法で動くことが可能と考えているのか知りたい。小地域に定期的にアウトリーチし、課題を抱えている家庭、本人のみならず住民と常に肩を並べられる関係にあると事例、相談等すばやくキャッチできるように思うが難しいものか。(※専門性含め)	<p>アウトリーチ型の支援については、10代～20代の方とつながりやすいSNSを用いた呼びかけや相談、インターネット上で気になる投稿、書き込みをしている対象者へのアプローチ、また、繁華街の巡回による声掛け等を実施することを検討しています。</p> <p>アウトリーチ支援は民間支援団体と連携して実施したいと考えており、つながった女性に対しては、関係する関係機関や民間支援団体等と連携会議を設置して、多岐にわたる困りごとに対応していきたいと考えております。</p> <p>(子ども育成部)</p>	

令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
32	齋藤 優希	4	31	意見	<p>児童虐待に関して2歳の女の子の痛ましい事件同様、基本的に乳幼児や小学生児童は、どんなことがあっても親が好きで世界の中心であると思います。自ら声をあげるのが難しい就学前の子どもに関しては、特に親や地域・教育者への知識の周知が重要視されると思いますが、児童に関しては家庭内では当たり前に行われているが、これが異常だと気付かせることも必要では無いかと考えます。例えば小学生にも漫画や動画で分かりやすく、これは実は虐待に当たる、DVにあたる等の知識を与えることはできないでしょうか。自分は被害者であると気づかせる、どうしたら回避できるのかという方策。そして将来このようなことをしてはいけない。やりそうになったらこう対処するといった学びの機会です。また、自分が何か発言してしまうと親が罰せられてしまう、親と離れ離れになって天涯孤独になってしまうと思う（植え付けられている）子どももいます。その為に、P. 35に記載があるように安全で安心感を持てるよう事前に「保護」に関する知識を与えてほしいと思います。</p>		

令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
33	土肥 勇	4	31	意見	親として、子どもへの個としての尊重する感覚を得てもらうために妊娠している時期の父母に対する「権利ノート」の考え方の周知がとても重要だと思います。		
34	川俣 智路	4	32	意見	2（1）要保護児童対策地域協議会の機能強化についてですが、特に体制の強化、情報の共有やフィードバックとありますが、この点はとても重要なのではないかと思います。個別ケース会議の開催回数を増やすことはもちろん重要ですが、負担増にもつながり、特に関係機関の協力を得ることが難しいと思います。会議の回数ではなく、情報共有やフィードバックのシステムを整えることがより重要であると考えます。たとえば、学校は毎日子どもの様子を見ており、また保護者から連絡があることも少なくない機関になりますが、そこでの新しい情報をどのようにして共有するか、また他機関がそれにフィードバックを返すかについては、非常に現在は曖昧です。そのためには情報共有とフィードバックの具体的な整備の道筋を示すことが必要ではないでしょうか？		No.19 で合せて回答

令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
35	高橋 司	4	32	意見 (質問)	<p>会議の中で、区の担当課の課長が児相の課長職を兼務するという説明があったと記憶しております。（詳細な記憶は定かではありませんが）各区の家児相の室長なのかが不明ですが、職務を兼務するということが、児童相談所の業務の中でどう反映されていくのか、定期的な会議に出席することになるのか等について、少し理解できればと思いました。特に、要保護児童対策地域協議会（要対協）の強化（32頁）、児相と各区の連携強化（36頁）を踏まえた場合、要対協の事務局をも務める家児相の誰かが児相の課長職を兼務するとすれば、児相のルーティンの会議などに関与する可能性があるのかどうか、事案がなければ連携できないことになってしまうのかどうか等について、イメージが全然できませんでした。この点、私の記憶違いかもしれませんが、どういう視点も入ってくれればと思いました。</p>	<p>区の健康・子ども課長について、令和2年度から児童相談所の課長職兼務を発令したところです。各区の健康・子ども課は区要对協の事務局を担っており、児童相談所が担う市要对協の事務局と一体的に業務を遂行できるよう、対象の子どもの所属機関と日常的に接する機会が多い区の立場で、必要に応じて児童相談所の定期会議に参加のうえ、区役所内の母子保健や他部局と連携して対象の子どもやその家庭に対する支援等を行っているところです。</p> <p style="text-align: right;">（児童相談所）</p>	
36	藪 淳一	4	33	意見	<p>プランにも示されていますが、児童福祉司等の専門性をもった職員を、計画的に採用、育成していくことが大きな課題と思います。</p>		

令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
37	土肥 勇	4	33	意見	各政令指定都市の人数をみても、札幌は人員不足で、早急な増員が望まれます。		児童福祉司について
38	下村 勝子	4	33	意見	家庭児童相談室に児童相談所 で児童福祉司の資格を持った相談員が職員となり、ペアレントトレーニング等を実行され非常に良かったと思います。その様な、福祉司・心理士等が身近な家児相に所属されていると相談数も増え、問題解決に結びつくかと思えます。		
39	齋藤 優希	4	33	意見	保健センターの乳児子育て支援について。母子分離型で支援・指導を行う必要性を感じています。親などに頼れず、乳児と片時も離れることが出来ず暮らしている方も多いため、離乳食や歯磨きなど、ちょっとした内容でも良いので託児付き講座を開催できる体制を強化してほしいです。その際に、児童相談所の案内や相談機関の案内もできるように。理想としては、乳幼児定期健診の際でも、現在の親子同席で大部屋で区切りはあるものの他人と合同に保健師と相談という形ではなく、子どもは一時的に離れ		

令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
					てもらい、プライベートな空間で時間を区切って相談をするという形式が整ってくれば、もっと早期に様々な問題を見つけることができるのでは、と強く感じています。		
40	箭原 恭子	4	36	意見	<p>3（8）「児童相談所と各区の連携強化、区支援機能の構築」のところですが、「児童相談所、家庭児童相談室、母子保健各担当部所のシステムを連携」「データ活用により虐待につながるリスクを点数化」について、データは連携して活用が望ましいですが、データは誰でも見られることの弊害も表裏です。センシティブな案件こそデータ共有は早期発見に寄与すると思われませんが、誰でもアクセスできる内容ではないのも事実です。見られない弊害と連携の有効性の中に、セキュリティの強弱というか、どこまで見ることがこの事案に有効なのか？をジャッジできる or するマニュアルなりどなたかのところで、どこまでをオープンにするのか？等決めておかないと、データが独り歩きするのではないかと危惧しています。其々の部署で、「ここまでのデータはオープンでもOK」これは感じ方やそれまでの事案への接点等で変わってしまうと思われま。</p>		

令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
41	豊田 直美	4	37	意見	4（3）一時保護の受け入れが広がるのはいいことと思いますが、不安を抱えて入所する子どもに対しては、安心と心のケアに重点を置いて受け入れてほしいです。アドボケイト制度をここにも入れてほしいと思います。一時保護の時に部屋に閉じ込められたため、二度と行きたくない場所という声を聞いたことが有り、それでSOSを出せないことがあってはならないと思います。		
42	豊田 直美	4	38	意見	4（6）社会的養護を経験した方へのヒヤリングを行う事はとてもいいことと思います。さらにその意見を活かしていくことを期待します。		
43	下村 勝子	4	39	意見	私共は、特に各区の家庭児童相談室の先生方と行動を共にしています。 今年にはコロナ禍ではありましたが、5月から6月にかけて区の小・中学校全て訪問する事が出来、問題を抱える児童・生徒が133名程あがってきています。これに基づき、家児相や学校から依頼があった場合、家庭訪問等の対応をしていきます。その際に、個別ケース検討会議が招集されます。この会議の設定数の増加、充実を計って行く事が問題解決に結びつくと思		



令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
					ます。私共を動かして頂く体制を整えて頂きたいと思います。（24時間地域に居住）		
44	齋藤 優希	4	40	意見	思春期・若年期の女性への支援の取組について日本国自体が非常に遅れを取っている分野だと感じており、児童虐待とも密接に関わる為、積極的に調査検討していくことは直近の課題だと思っています。なぜなら現代ではインターネットで間違った情報も簡単にキャッチしやすく、子どもに隠し通すことは不可能なこと、また未熟なうちから容易に性的搾取等に遭う可能性が上がってしまったからです。また、これは男の子なら関係のない話でもありません。その為、小学生のうちから教育機関で分かりやすく専門家が授業を行う。またその機会を逃して大人になってしまった世代には、男の子の親として、女の子の親としてといった形でどのように家庭内で教育していかなくてはいけないか、学ぶ機会を作れないでしょうか。	性に関する指導を通じて、性に関する正しい知識を身に付けることや、自他を尊重する態度を育むことが重要であると考え、各学校における性に関する指導が計画的に実施されるよう努めるとともに、産婦人科医や助産師・保健師など専門的な立場の方を学校に派遣し、子ども向け講演会を行っております。また、子どもが地域社会の中で、生涯を通じて健康で暮らすことができる力を育ていけるよう、札幌市では、教職員等を対象に、思春期の子供に対応した専門的及び最新の知識に基づく講話等によるセミナーを実施しているところです。保護者に対しては、思春期の子どもの心身の健全な成長を促すため、親世代に対し知識の普及啓発を行い、家庭における課題解決能力の向上に努めております。 (保健所、教育委員会)	

令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
45	山中 里美	4	40	意見	未成年の妊娠、そして付き合っている彼からの暴力に苦しんでいた子に個人で関わったことがある。何度もスマホを壊され、SOSを出すにも困難、家を出るにも困難な時があった。何とか一緒に相談機関へ行くことができたが、当事者はなかなか一人で行動に移すことができないものだと実感した。また、相談後、24時間体制のサポートはみつからなかった。警察でもなく、どんな状況であれ安全安心を第一に引き受けてくれ、心のケアとともにサポートしてもらえる点が何よりも重要だと思う。	思春期・若年期の女性を対象としたアウトリーチ型の支援の中では、民間支援団体と連携して、相談・見守り支援の実施や関係機関への同行支援を含めて支援の対象者に対して寄り添った対応をできるような制度を検討します。  (子ども育成部)	
46	林 亜紀子	4	40	意見	思春期・若年期の女性への支援…対象を女性に限らず早急な支援策の構築を 構築中・検討中とのことですが、早急に具体策が求められている分野ではないかと思えます。また、性的搾取・性暴力被害は男子でもあり、若年男性への支援がなくてよいわけではないとも思います。窓口を「若年女性」とすることで閉めだされる要支援者がないようにしていただきたいです。  現在の若者サポートステーションは「ひきこもり・ニート」に支援対象を限るような打ち出しになっていますが、生きづらさを抱える思春期・若年期のひとたちに居場所を提供するよう	思春期・若年期の女性への支援については、女性は予期しない妊娠、出産、また、性的被害や性的な搾取など女性特有の困難を抱えるリスクが高いため、女性に着目した支援制度の構築を検討することとしました。  若年男性を含めた若者全般に対しては、若者支援総合センターをはじめとした若者支援施設において、居場所の提供を行うとともに、生活・就労・家庭・友人関係などの相談に応じております。困りごとに気づきにくい、相談窓口に足を運びにくいといった若者の傾向を踏まえ、居場所の中で職員との関係づくりを行ったり、中学校及び高等学校を訪問し個別相談に応じるなどの取組を行っているところです。	

令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
					<p>な、より柔軟な対応を現場では行っているのではないのでしょうか。そのような場の活用や、類似の取り組みを新たに構築することなども視野にいれながら、女性男性を問わない、若者支援の具体策を早急に構築していただければと思います。</p> <p>思春期・若年期の男性を支援し困難を軽減することは若年カップルを支えることになり、若年女性の被る困難の軽減にもつながることと考えます。</p>	(子ども育成部)	
47	下村 勝子	5	46	質問	<p>児童相談所、1日平均在所児童数44.7人。一時保護委託、1日平均在所児童数32.0人合計76.7人になります。令和3年第2児童相談所が完成し、一時保護児童数は何名が定員とされているのでしょうか。現在の児相50名と合わせて何人在所可能ですか。(これから、相談件数が増えると予想されています。多くの児童が在所出来る様に希望します)</p>	<p>現在のところ整備定員は36名を予定しており、現在の児童相談所と合わせると合計86名となります。</p> <p>(児童相談所)</p>	

令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
48	齋藤 優希	5	49	質問	<p>「利用者が訪れやすい施設」を目指す為にはどのような施策を行うか、具体的な計画がありましたらお伺いしたいです。</p> <p>説明いただいたの通り児童相談所には様々な機能があり、札幌市も掲げるSDGsにも繋がる大変重要な機関ですが、児童相談所＝非行や虐待など問題を抱えた親子の特別施設であり一般家庭には無縁という偏見がある人も多いと思います。（東京南青山での施設建設反対問題の様に）実際には発達に不安を抱える親子もそこで診断を受けるなど、市民が知らない情報が多いと見受けれます。例えば、子育てに関する講演会で施設の内部を含めての紹介や、子育て世代以外にも伝わるよう、テレビの情報番組で取り上げたり、広報誌で特集したり等の見える化の対策が必要では無いでしょうか。</p>	<p>児童相談所の業務を広く理解していただくことは重要であることから、開設に向けて周知を検討してまいります。</p> <p>（仮称）第二児童相談所については、児童やその保護者のプライバシーに配慮しつつ、利用者が落ち着いて過ごせるよう、面接室や判定室などを配置すること、また、利用者は車で来訪することが多いことから、十分な駐車スペースを確保することなどを計画しているところです。</p> <p style="text-align: right;">（児童相談所）</p>	
49	藪 淳一	5	46	意見	<p>保育所、幼稚園、学校などの教育・保育施設の職員も、児童相談所の機能について十分理解できていない現状があります。関係機関向けに、児相の機能や今後の計画について周知するセミナーのようなものを、オンラインでもいいので開催してみてもはどうでしょうか。現場の先生たちが知ることが大切だと思います。</p>		

令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
50	吉田 賢一	5	46	意見	第二児童相談所設置については、コロナ禍で虐待通告件数が増加しているとの事もあり、早期の設置と運用開始を求めます。		
51	下村 勝子	5	46	意見	札幌市主任児童委員をさせて頂いております。私共は、要保護児童対策協議会に出席させて頂き各組織の方々と連携をとり児童・生徒の問題解決へ向けて働きかけています。この度私共の念願であった第2児童相談所が白石区に設置される事になり大変感謝して居ります。令和元年度の2歳児死亡事例等が起きない様に夜間、早朝、休日の職員配置、48時間以内対応の充実等、児童の安全確認に徹底して頂きたいと思います。		
52	安藤 慎也	5	48	意見	3. (仮称)第二児童相談所設置方針 親に虐待を受けた子の話を聞くと、親の暴力を誰かに伝えるというのは大変な勇気が必要とされ、よほどの信頼関係が無い限り学校の先生や友人にすら相談することも難しいものです。児童相談所だとハードルが高いので、例えば比較的、立ち寄りやすい郵便局などに相談できる窓口や目安箱を置くと被害を訴えやすくなるのかと思います。		

令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
					マスコミで取り上げるのは児童虐待ばかりですが、スマホを持ってない中高生の救いにもなるかと思えます。		
53	林 貞年	5	49	意見	今後、第二児相の設計が本格化していくことになるが、そこでの専門職員の技量・能力を高める研修やサポートつまりは、人材教育に力と財をかけていくことが大切であると考えている。体制や器も大事だが、その中で「人づくり」に力を入れたい。		
54	豊田 直美	-	-	質問	児童虐待の相談件数も増えているための体制強化プランは理解できますし、必要と考えますが、予防対策についてはどう考えていますか？その一つとして思春期より前の段階での性教育が重要と考えますが計画はありますか？	性に関する指導を通じて、性に関する正しい知識を身に付けることや、自他を尊重する態度を育むことが重要であると考え、各学校における性に関する指導が計画的に実施されるよう努めるとともに、産婦人科医や助産師・保健師など専門的な立場の方を学校に派遣し、子ども向け講演会を行っているところです。 また、各学校における指導方法等の工夫改善を図るため、教育委員会で「性に関する指導の手引」を発行し、幼稚園から高等学校までの各段階における指導の在り方を具体的に示しているほか、性同一性障害などの性に関する現代的な要素を反映した内容を取り入れているところです。 子どもが地域社会の中で、生涯を通じて健康で暮ら	

令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
						<p>すことができる力を育ていけるよう、札幌市では、教職員等を対象に、専門的及び最新の知識に基づく講話等によるセミナーを実施しております。</p> <p>(保健所／教育委員会)</p>	
55	林 貞年	-	-	質問	<p>添付ファイルで概要版・詳細版（どちらも素案）がある。概要版を見れば、強化プランのおよその内容がわかる。さらに詳細を知りたい場合には ページ数が厚い詳細版（名称はそう書かれていないが）を見ることとなると考える。そうすると、例えば、概要版4 具体的取組で、一部数字が掲載されている数字（例えば児童福祉司の国基準への増員【配置】R2：58名 → R4：68名）が、詳細版には、直接の数字には触れられていない。逆ならばあり得ることだし、さらに両方（概要版・詳細版）にその数字が意図とともに掲載されていれば問題ないように思うがいかがだろうか。（こちらの間違った捉えだったら、申し訳ありません。）</p>	<p>ご意見を踏まえ、下記のとおりプラン中に国配置基準に関する注釈を追記いたします。</p> <p>「配置基準」：平成31年政令第131号により、児童福祉司が児童相談所の管轄区域の人口4万人に対して1人から3万人に対して1人に、児童心理司が児童福祉司3人に対して1人から2人に対して1人にそれぞれ変更、併せて、虐待対応等の業務量に応じた加配に加え、政令指定都市に市町村支援児童福祉司を1人、各児童相談所に里親養育支援児相福祉司を配置するよう、配置基準が定められた。</p> <p>(児童相談所)</p>	(意見) No.10、53、60、61
56	山中 里美	-	58	意見（質問）	<p>相談先一覧に、シェルターにつながる相談先（女性サポートや福祉生活支援センター、こころのセンターなど）も載せてはどうか？</p>	<p>児童相談に関する現状として、相談件数の実績等と合せて児童相談の窓口のみ掲載しているところです。</p> <p>相談対応をしていく中で、紹介すべき相談先がありましたら、適切に対応してまいります。</p> <p>(児童相談所)</p>	



令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
57	星野 幹宏	-	-	意見	新型コロナウイルスの感染拡大による影響が、子供たちに不利益を生まないことを切に願っております。		
58	吉田 賢一	-	-	意見	第3次児童相談体制強化プラン（素案）については、第2次プランの取組み状況と課題、さらに一昨年の児童虐待死亡事案の再発防止の取組みを踏まえ、児童福祉部会等で検討を積み重ねたものと受け止め、これを尊重したいと考えます。ただ、当然のことながら様々な事案に対応するのは人であり、プランの全体像や経過も含め、対応する職員等には十分な研修と専門的な知見を育める体制を求めます。		
59	林 亜紀子	-	-	意見	「母子保健」「母子生活支援施設」等の名称にかんして 父親が残されて近隣から孤立し子どもの虐待死に至ったケースも記憶に新しいところです。乳幼児とくに乳児が母と結びつくことは理解できますが、父子への支援についても母子同様、あるいは母子以上に、取り残されることのないようにと願います。「父子」はレアであるが故に孤立しやすいと考えられ、乳幼児健診への参		



令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見 ・ 質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
					<p>加のハードルを下げるなど、行政が目配る必要があると考えます。</p> <p>「母子生活支援施設」は、実際には「母子世帯またはこれに準ずる事情のある世帯」が対象とされているようなので名前だけのことかもしれませんが、公設施設が名称から「母子だけではなく父子も孤立から掬いあげる」というメッセージを発していくことは存外大きな影響があるのではないのでしょうか。</p> <p>さらに、単親世帯だけではなく、パートナーとともに子育てしていても、本人の障がい、被差別などで社会から孤立しがちな子育て世帯もあります。そういった世帯への、広い意味で社会的養護のまなざしが必要なのではないのでしょうか。誰でも子育てに困ったら相談できる、相談してよいのだという社会にしていくことが</p> <p>「子どもを社会で育てる」ためには必要で、行政から積極的にそのメッセージを発信していただきたいと考えます。</p>		

令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
60	林 貞年	-	-	意見	強化プラン策定の意図・主旨・位置付けを説明した後、様々な視点からの現状・実態把握がなされている。非常にわかりやすいとともに、説得力がある。大きな事案が発生したから、強化プランを設定したのではなく、札幌のまちづくり基本戦略に沿った大切なプランとしての位置付け明白になっている。		
61	林 貞年	-	-	意見	的確で意味のある数字（統計的に）を掲載することが必要であるが、よりわかりやすい視覚化も大切なので、場合によっては表ではなく『グラフ』で掲載していくことも検討してほしい。 (場面によってグラフもあるが)	グラフ化はできませんでしたが、区の相談体制について、視覚化したものでイメージを伝えることができるよう、図表（イメージ図）を追記いたします。 (児童相談所)	

令和2年度第3回札幌市子ども・子育て会議 委員からの質問・意見

No	委員名	章	頁	意見・質問	質問・意見の内容	札幌市の考え方	備考
62	梶井 祥子	-	-	意見	<p>すでにご承知のとおり、『子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合』は、過去5年間の経過のなかで改善されておられません。＜第3次札幌市児童相談体制強化プラン＞は、喫緊の最重要課題として注視していく必要があります。本会議の児童福祉部会から指摘された課題に対応する体制強化、子どもの権利に立脚した発展的な取組みについては、その実効性を大いに期待します。各機関の連携システムが実践的に強化されること、札幌市児童福祉総合センターが子育てに関する包括的な支援拠点として多角的に機能することは、世代を超えた札幌市民の願いが結実した構想であると思います。『第二児童相談所』の本格的始動が待たれます。</p>		